

伯耆町子ども・子育て会議の概要

1. 会議名称 伯耆町子ども・子育て会議
2. 設置根拠 伯耆町子ども・子育て会議条例
3. 委員任期 2年
4. 所掌事務 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる次の事務に関し、町長に意見を述べること。

【法 77 条第 1 項各号 要約】

- ①特定教育・保育施設（保育所，幼稚園，認定こども園）の利用定員の設定に関する事
- ②特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関する事
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し，必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議する事

【参考】

伯耆町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

- 2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第 6 条に規定する子どもの保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。